

広報かさま お知らせ版

笠間市 問合せ方法：笠間市役所本所・支所
笠間・友部地区から TEL0296(77)1101またはTEL0296(72)1111
岩間地区から TEL0299(37)6611

⑦エコフロンティアかさま監視委員会を開催

日時 4月26日(木)午後2時から
場所 エコフロンティアかさま管理棟2階多目的会議室
内容 会議
(1) 前回会議録の確認
(2) 前回監視事項の確認
(3) 監視活動および意見交換等環境モニタリング
(4) 今後の監視活動計画(案)
傍聴受付 4月25日(水)午後4時まで
申・問 環境保全課(内線127)

⑧広報かさま4月号の訂正とお詫び

平成24年4月12日に発行しました「広報かさま4月号」20ページ『国際交流サロン』内の記事に誤りがありました。読者の皆様ならびに関係各位にお詫び申し上げ、訂正いたします。
「5月の国際交流情報」の陶炎祭(ひまつり)ホームタウンガイド・サービス中
【誤】 時間：午後10時～午後16時
【正】 時間：午前10時～午後4時
問 秘書課(内線225)

募集

⑨「手話講座」の受講者を募集

手の動きや表情で意志を伝える手話。一度身につければ、交友関係も世界も広がります。初心者の方でも簡単に覚えることができますので、ぜひご参加ください。
期日 5月12日(土)、5月26日(土)、6月9日(土)、6月23日(土)、7月14日(土)
時間 午後1時30分～3時30分
場所 友部社会福祉会館 研修室
講師 千代京さん
定員 20名
※できるだけ、全コース出席できる方
申・問 笠間市社会福祉協議会 ボランティアセンター
TEL 0296-78-2626

⑩臨時職員を募集(子ども福祉課)

職種 児童手当事務補助
職務内容 児童手当受付事務補助
雇用期間 6月1日～8月31日まで
月17日間勤務
勤務時間 午前9時～午後5時
勤務場所 子ども福祉課および各支所福祉課
募集人数 4名
賃金 時給770円
資格等 特になし。ただしパソコンのできる方優遇。
申込期限 5月2日(水)
問 子ども福祉課(内線163)

⑪「平成24年度茨城県消費生活相談員等養成講座」の受講生を募集

茨城県消費生活センターでは、消費生活専門相談員((独)国民生活センター認定)の資格取得を目指す方を対象に講座を実施します。
消費問題に関心を持ち、専門知識の習得に意欲のある方のご応募をお待ちしています。
期日 7月上旬～9月上旬(2か月程度)の土・日曜日 約15日間
会場 土浦市亀城プラザ
定員 60名(書類選考による)
受講料 無料(テキスト代は自己負担)
申込期限 5月18日(金)必着
申込方法 申込書(様式第1号)に履歴書と受講希望理由(400字以内、様式は任意)を添えて郵送または直接持参してください。
※申込書は、茨城県消費生活センターのホームページ(募集案内)からダウンロードできます。
申・問 〒310-0802 水戸市柵町1-3-1
水戸合同庁舎内 茨城県消費生活センター 相談試験課
TEL 029-224-4722
FAX 029-226-9156
ホームページ
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/syose/>

【お知らせ】

- ①介護保険料のお知らせ
- ②笠間市による放射線量の測定結果
- ③水道水の放射性物質測定結果
- ④自動車税は納期限までに納めましょう
- ⑤食品中の放射性物質に係る規格基準の改正について
- ⑥かさま環境フォーラム2012が開催されました
- ⑦エコフロンティアかさま監視委員会を開催
- ⑧広報かさま4月号の訂正とお詫び

【募集】

- ⑨「手話講座」の受講者を募集
- ⑩臨時職員を募集(子ども福祉課)
- ⑪「平成24年度茨城県消費生活相談員等養成講座」の受講生を募集

お知らせ

①介護保険料のお知らせ

①介護保険料の改正について
65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われます。平成24年度の介護保険料は10段階にわかれていて、基準額(第6段階)は43,200円(年額)から52,800円(年額)になりました。
高齢者人口の増加、介護サービス利用者の増加、施設サービスの整備等により、介護保険料を引き上げることとなりました。
それに伴い、特例第3段階を設定すること(これまでの第3段階を第3段階・第4段階に分けること)で低所得者に配慮し、負担能力に応じて介護保険料を賦課します。
※65歳以上の方で介護保険料を普通徴収(納付書または口座振替)で納付されている方の納期限は次のとおりです。(口座振替の方は、納期限に振り替えます。)
第1期：平成24年5月1日 第2期：平成24年7月2日
②65歳以上の方で介護保険料を特別徴収(年金天引き)で納付されている方へ
平成24年4月および6月並びに8月に年金から天引きされる保険料は、原則として平成24年2月の金額と同額になります。ただし、6月および8月の金額については、1回に天引きする金額が年間を通してほぼ均等になるように額を調整することがあります。この場合、5月末に変更通知書を送付します。
また、10月および12月並びに平成25年2月に天引きされる保険料については、9月中に、決定通知書を送付します。
問 高齢福祉課(内線171・173)